

2022年11月1日

一橋講堂・会議室利用者の皆様

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、このたび、一橋講堂・会議室における予約キャンセルの際のキャンセル料の取り扱いについて変更がございましたので、お知らせいたします。

2022年12月1日以降のご予約については、下記のとおり予約キャンセルの場合は規定に従いキャンセル料をお支払いいただくこととなりますので、あらかじめご了承くださいたく、よろしく願い申し上げます。

一橋講堂・会議室では、2020年の新型コロナウイルス感染症拡大第一波以来、ご利用者の皆様からの予約キャンセルについては、感染回避等、コロナ対策を理由とする場合には、キャンセル料のお支払いを請求しない方針をとって参りました。

一方で、社会全体として、感染防止の取り組み、ワクチン接種の普及、入出国制限の緩和等、正常化に向けた取り組みが定着しつつある現況に鑑み、一橋講堂・会議室のキャンセル料不徴収の取り扱いを廃止することとなりました。

以上により、2022年12月1日より、下記のとおりとなりますのでご利用者の皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

## 記

### 新型コロナウイルス対策を理由とするキャンセル料の取り扱いについて

◆キャンセル料を徴収するご予約。

予約日が、2022年12月1日以降に本予約したもの。

◆キャンセル料を徴収しないご予約。

予約日が、2022年11月30日までの本予約（仮予約等を含む）したもの。

※なお、本学では、今後の情勢を注視しつつ一橋講堂・会議室を運営して参ります。